

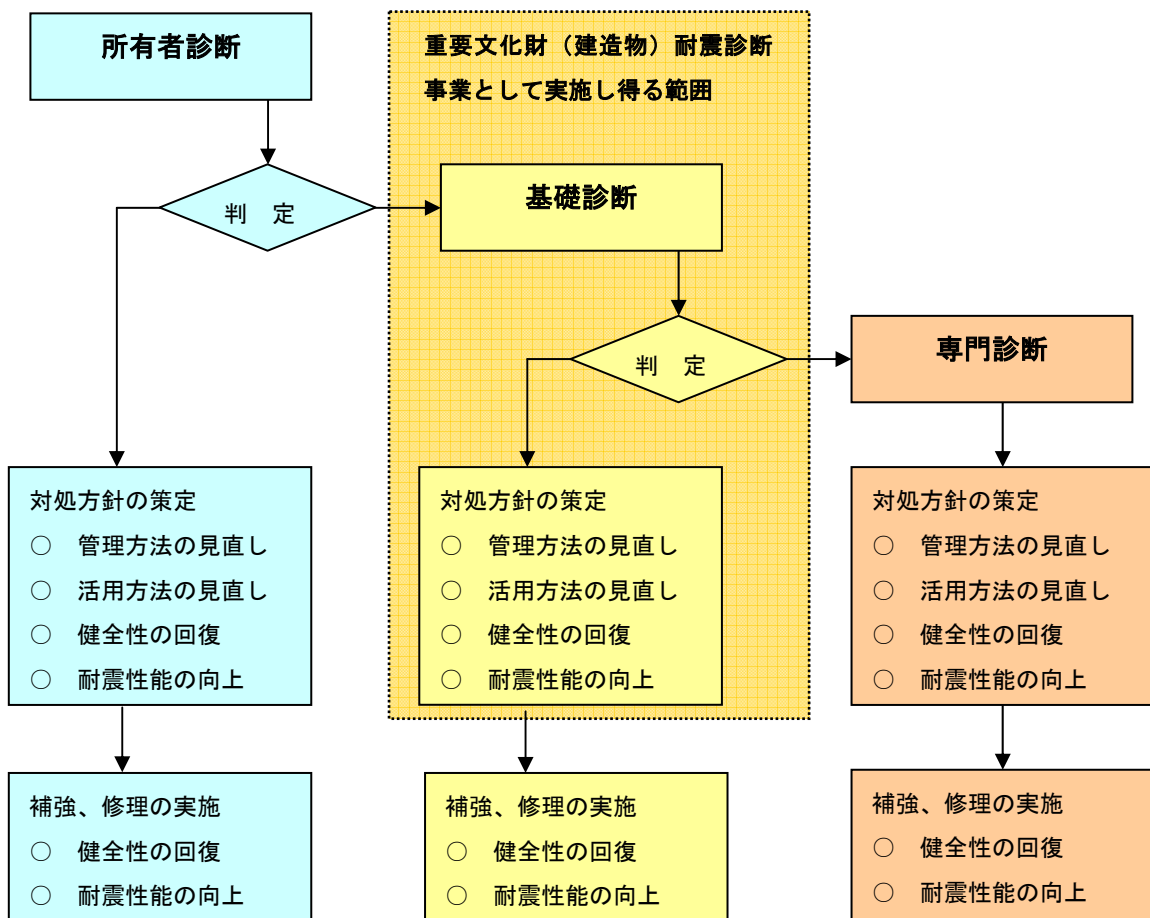
重要文化財（建造物）耐震診断事業 取り扱い要領

1. 補助の趣旨

重要文化財（建造物）は、その約9割が木造であり、大規模な地震に備えて構造特性に即した安全性の確保が求められる。文化庁では、重要文化財（建造物）の耐震性能の確保を急務と考え、平成11年4月に重要文化財（建造物）耐震診断指針等を策定し、文化財所有者等に対して所有者診断、基礎診断等の実施を推奨してきた。

従来の重要文化財（建造物）に係る国庫補助管理事業では、その補助対象を防災ならびに環境保全に要する施設・設備の設置工事、鳥虫害防御対策工事、危険木診断ならびに対策工事、災害復旧工事の範囲としていたが、今後は、耐震基礎診断の実施に要する経費についても補助対象とし（図1）、これによって文化財建造物の耐震診断を促進し、地震災害による被害軽減対策を推進するものである。

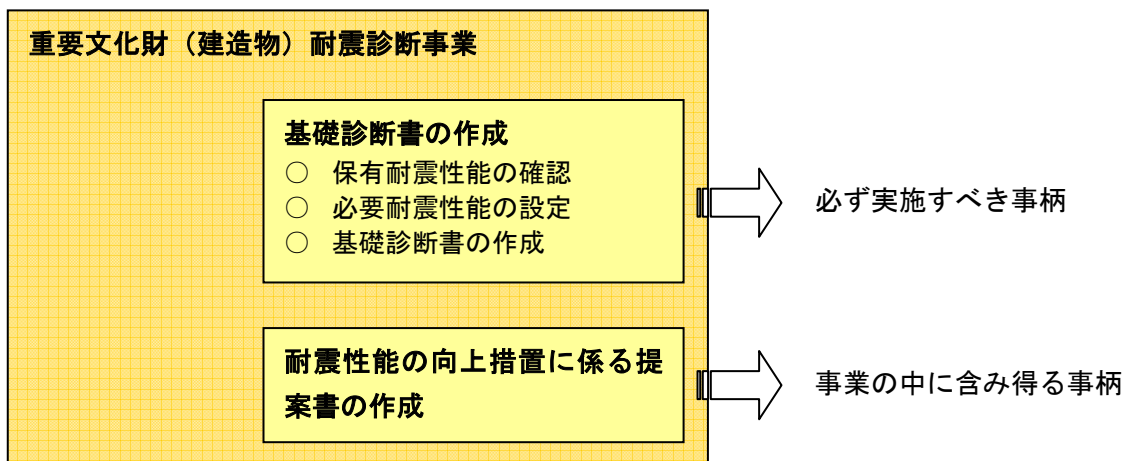
<図1 重要文化財（建造物）耐震診断事業の実施の範囲に係る基本的な考え方>



2. 補助の基準

- (1) 当該補助事業は、「重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業費国庫補助要項」における「3. 補助対象事業、（1）建造物、イ 管理事業」の一部として実施するものとする。
- (2) 事業名称は、「重要文化財（建造物）耐震診断事業」とし、その実施の手順と方法、ならびに留意すべき事項については、「重要文化財（建造物）耐震診断指針」（平成 11 年 4 月 8 日、文化財保護部長裁定）及び「重要文化財（建造物）基礎診断実施要領」（平成 13 年 4 月 10 日）に基づくものとする。
- (3) 補助対象項目は以下の通りとする（図 2）。
 - ア) 基礎診断書（前掲基礎診断実施要領に示す第 1 章及び第 2 章）の作成経費とする。
 - イ) 耐震性能の向上措置に係る提案書（前掲基礎診断実施要領に示す第 3 章）の作成経費についても含み得るものとする。

<図 2 重要文化財（建造物）耐震診断事業の基本的な構成>



3. 補助対象範囲

- (1) 補助対象とする建造物（表 1）
 - ア) 重要文化財（国宝を含む）に指定されている有形文化財（建造物）。ただし、原則として、以下のものを除く。
 - 延べ面積 10 平方メートル以内の建造物で、人が立ち入らないもの。
 - 鳥居・石塔・塀等のうち、小規模な工作物。
 - イ) 重要文化財（建造物）に指定された厨子などを内部に置く建造物。
- (2) 補助対象経費
 - ア) 主たる事業費
 - 委託料：調査委託料（耐震基礎診断の全部又は一部を委託する場合の経費）
 - 委託料：技術指導料（文化庁の承認を得た者の技術的指導に係る経費）
 - 使用料及び損料：仮設経費（診断に直接必要な仮設物の建設費、借料及び損料）
 - 使用料及び損料：使用料（特殊機械器具等の使用料）

イ) その他の経費

- 「重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業費国庫補助要項」の別紙が示す対象経費の区分のうち、「事務経費、ア. 建造物、（イ）防災施設工事」に準ずるものとする。

<表1 補助対象とする建造物と耐震基礎診断の実施の方法について>

補助対象とする建造物		耐震基礎診断の実施の方法について
重要文化財建造物 (延べ面積 10 m ² 以内の建築物及びその他の小規模な建造物を除く)	木造	原則として「重要文化財（建造物）基礎診断実施要領」に基づき実施する。大規模なもの及び特殊な構造を有するものなど上記要領の適用が困難な場合であっても、その趣旨を尊重して当該建造物の構造特性に応じた手法により耐震診断を行う。
	木造以外	「重要文化財（建造物）耐震診断指針」の趣旨を尊重し、当該建造物の構造種別に応じた手法により耐震診断を行うものとする。
重要文化財（建造物）に指定された厨子などを内部に置く木造の建造物		原則として「重要文化財（建造物）基礎診断実施要領」に基づき実施する。大規模なもの及び特殊な構造を有するものなど上記要領の適用が困難な場合であっても、その趣旨を尊重して当該建造物の構造特性に応じた手法により耐震診断を行う。

4. 技術指導

(1) 事業者は、耐震性能の向上措置に係る提案書の作成に際して、その提案内容が重要文化財としての文化財的な価値を損なわないものとなるよう、以下の事柄について文化庁の承認を得た者の技術指導を受けることができる。

- ア) 診断の対象となる重要文化財（建造物）の価値を形成する材料、工法・仕様、意匠の考え方について。
- イ) 診断の対象となる重要文化財（建造物）に関し、「文化財的な価値を損なうおそれのある行為」に係る考え方について。
- ウ) 上記 ア)、イ)の考え方を補強や応急措置等の提案に反映する際の留意事項や参考となる施工例について。
- エ) その他、必要な事項。

(2) この場合の文化庁の承認を得た者とは、次のア)及びイ)に該当する技術者を指す。

- ア) 「登録有形文化財建造物修理の設計監理にかかる技術的指導について（通知）」（平成 17 年 3 月 14 日付け 16 庁財第 390 号）で、事務簡素化の趣旨から、補助事業ごとの承認を要しないと定めた団体（別表）に属する者。
- イ) 「重要文化財建造物修理工事主任技術者承認基準」（昭和 47 年 8 月 3 日、庁保建第 146 号）の第 2 の基準を満たしている者。

5. 補助金交付申請書に添付が求められる書類

- (1) 耐震基礎診断実施に係る調査経費の見積書。
- (2) 所有者診断の結果を示す書類。

6. 実績報告書に添付が求められる書類

- (1) 基礎診断書
- (2) 耐震性能の向上措置に係る提案書の作成を含む場合には、その成果品。
- (3) 文化庁の承認を得た者の技術指導を受けた場合には、その技術指導記録。

7. その他の留意事項

- (1) 耐震基礎診断は部材の解体を伴わないものとするが、強度試験用の試料採取等が不可欠な場合には、調査方法及び調査箇所について、事前に文化庁文化財部参事官（建造物担当）整備活用部門と協議を行う。
- (2) 載荷試験や地中レーダー探査等による地盤や基礎の状況調査が不可欠な場合には、調査方法及び調査箇所について、事前に文化庁文化財部参事官（建造物担当）整備活用部門と協議を行う。
- (3) その他、補助金交付申請にあたっては、事前に文化庁文化財部参事官（建造物担当）整備活用部門と十分に協議をすることが望まれる。

添付資料：

別 表： 重要文化財（建造物）耐震診断事業において、耐震性能の向上措置に係る提案書の作成に技術指導を行う団体の一覧

様式第1： 補助金交付申請書
✓別添1：所有者診断
✓別添2：事業計画書

様式第2： 計画変更承認申請書

様式第3： 補助金実績報告書
✓別添1：基礎診断書
✓別添2：技術指導記録